

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 山 下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第 3 号

小牧倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則（昭和52年小牧岩倉衛生組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第36条第7項第1号中「100分の215」を「100分の210」に、「100分の255」を「100分の250」に改め、同項第2号中「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の122.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。